

2595
146

實業教育資料 第十
産業組合と産業組合教育
実業教育振興中央会編



0026445000

3

0026445-000

259.5-146

実業教育資料

実業教育振興中央会・編

実業教育振興中央会

第10

昭15

ADF

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです

59.
14

育教合組業産と合組業産

會央中合組業産

巳 一 木 青

料資育教業實

10

内 省 部 文

會央中興振育教業實 法財
人團

實業教育資料刊行の趣旨

實業教育資料は、一は實業に關する重要問題に付、斯界の權威に執筆を乞ひ、以て教育關係者をして國家的に又實業的に最緊急重要なる事項に付、正確なる知識を把握せしめ、學生々徒の教育指導に遺憾なからしむると共に、一は實業教育に關する斬新なる學說意見、顯著なる施設業績、外國事情等を紹介して、實業教育の改善進歩に資せんとするものである。

即ち實業教育の改善と新教材の供給との二を主たる目的として、編纂するものである。

産業組合と産業組合教育 要旨

本稿は、題して、之を「産業組合と産業組合教育」として置いたが、この内容は文字通り産業組合の素描と産業組合教育の性格並その概況とを述べたものに外ならない。

由來、教育と書へば直ちに教師と學生を考へ、學校を思ひ出すのであるが、それ程學校の教育上に占むる地位は大きい。併し教育はあなたがち學校教育のみではない。

主は家庭に於て親より常に教育せられ、又、友人相互の會話の中にも教育的成果を觀ることができ、或は、一般の人々はその地位を問はず、社會人としてラヂオや演劇、地盤に下り乃至は新聞や雜誌、ポスター等を通じて常時教育せられつゝある。

これは家庭教育乃至は廣く社會教育とも稱せらるべきものであらうと考へる。計畫的に進行せらるべきで、前者（學校教育）は國家的制度が確立せられ全國的に組織的、計畫的に進行せられつゝあると觀てゐるが、後者は從來、全然自由に放任せられてあつた。その結果は非教育的なものがあつたとき、最近戰時體制の強化、進展と共にこの部面にも漸次統制が加へられるやうになつたことは



目次

一、産業組合の現勢	一
二、産業組合の本質と其の精神	一〇
三、組合員教育	一八
四、指導者養成	二九
五、轉換期に於ける産業組合教育	五〇

周知の通りである。

而して、殊に現時の如き非常時局に於て廣くその教育目標は國家的立場に於て或る一點に集中せられねばならないであらうが、然かもこの兩者の關係は如何？これは専門家に於てはよく知るところではないが、それは兎も角として産業組合教育といふ概念の中には上記の如き教育の兩面を含むのである。大體に於て指導者養成は前者に、組合員教育は後者にあたる。そして、萬全でないとは雖、この教育の兩面に亘つて全體的に、しかもある程度ではあるが、組織的に計畫的に遂行せられてゐるところに産業組合教育の特徴があると言へば言へる。

最後に、轉換期に於ける産業組合教育について一言して置いた。今後の産業組合が、戰時統制下に於て、眞に國家の發展に寄與せんためには經營を適應化する以上に、その有する思想を一新し、その機構を革新する必要がある。この爲に産業組合教育の刷新が期せられなければならない。

その内容に於ては最も議論の多い所であらうが敢へて之を發表してみた。

専門的教育者ならぬ筆者の、當らざる點も尠なからずあるだらうことも自認してゐる。折角大方の御叱正を乞ふてやまない。

産業組合と産業組合教育

産業組合中央會

青

木

一

巳

一、産業組合の現勢

及し昭和八年頃をたかと思ふ、所謂反産運動の擡頭と共に産業組合が社會注目の的になつて來たが、最近、戰時統制經濟時代に入つてからは配給機構問題を繞つて新な視野から再び産業組合が社會の視聽を集めつゝある。

體、我國の産業組合の端初は如何かと言へば、それは、明治十年頃の組合製糸からであること歴史は示してゐるが、その發展は國家の中堅階級維持の國策機關として採り上げられて、明治三十三年の産業組合法が頒布された以來のことと屬し、其の後の四十年間に極めて顯著な發展を遂げてゐる。

その始めの主唱者は云ふ迄もなく品川彌二郎子爵、平田東助伯爵の兩氏である。

殊に其の間、明治三十七、八年日露戰爭後の戰後經營としての産業組合普及運動、昭和二年の金融

恐慌を前後しての産業組合振興刷新運動、昭和五年以來の未曾有の深刻さと廣さを以て襲ひ來つた世界經濟恐慌を契機としての農山漁村經濟更生運動と産業組合擴充五ヶ年計畫、それによつて樹立された第二次産業組合擴充三ヶ年計畫の遂行等は夫々産業組合の發展にエポックを劃したものと云ふことができる。

日支事變が勃發するや、産業組合は、その全機構を動員し、全機能を擧げて國策に協力し農業生産力の維持擴充に、食料、軍需農産物や輸出農産物の供出に、國民貯蓄の獎勵國債の消化に、人的資源の涵養に、重大な役割を果しつゝあるが、かくて膨大に發展した今日の産業組合は、一口に産業組合と言つても最早單なる産業組合ではなからず。

それは全國的な系統組織を有する國民的經濟組織として理解されなければならない。其處で先づ其の概況を知るべく第一表を掲げる。

第一表 全國産業組合概況

種別	大正一四	昭和七	昭和一四
組合總數	一四、五一七	一四、三五二	一五、二三二

調査組合數	組合員數	(内法人數)
一三、三一九	三、九二五千人	一三、一〇六
一四、五一七	四、九七八千人	七、一九四千人
一五、二三二	五、六六八千人	(五六、一六〇)
出資總額	九四九、五九三	三二二、六六八千圓
運用資金	一四二、六八一	七〇三、一一八
拂込済出資	六一、七一九	二三九、七二五
諸積立金	九〇、三九〇	一二四、一五七
借入金	六五四、九〇一	二七六、〇七二
貸出金	五三一、五九八	一、〇六三、一六三
販賣高	二一六、〇一七	一、〇三一、八三〇
賣却高	一六〇、五六三	二〇二、八三八
利用料	三、九二七	一二九、一一〇
餘裕金	預ヶ金	五、七三一
有價證券	現金	四七二、五五二
現金	有價證券	三三二、五五二
現金	有價證券	一一一、六三四
現金	有價證券	二八、三六五
現金	有價證券	一四、五一四
現金	有價證券	七、一九四千人
現金	有價證券	四〇九、〇八〇千圓
現金	有價證券	三、七三一、三七四
現金	有價證券	三〇三、四九八
現金	有價證券	一七六、九七九
現金	有價證券	二三五、八〇〇
現金	有價證券	三、〇一五、〇九七
現金	有價證券	一、一一一、〇四三
現金	有價證券	一、一〇九、七二三
現金	有價證券	六三五、六四五
現金	有價證券	一八、五〇五
現金	有價證券	二、〇四三、三七七
現金	有價證券	一、三八八、〇七八
現金	有價證券	六〇一、一七一
現金	有價證券	五四、一二八

一、産業組合の現勢

即ち、昭和十四年末現在に於ては全國に一萬五千有餘の産業組合が存在する。

處で、現在産業組合は一町村一組合主義が採られてゐるから、市町村數一一、三六七に比較してみると略々一三四%にあたる。従つてこの數字上からすれば何處の町、何處の村にも産業組合のない町や村はないことと思はれるのであるが、實際にはまだ産業組合のない町村が五十一存在する。併しこの五十一ヶ町村の中には漁業組合のあるところがあり、炭坑地帯があり、或は山村で戸數少くして産業組合の存立條件を缺くところが多い故、これ等の村町を除くと眞に産業組合の未設置町村と稱せらるべきものは僅かに十六ヶ町村にしかすぎない。

だから先づ、完全に全國的に産業組合網が張り廻らされてゐると見ていい。而して、此の産業組合を組織し、これに所屬してゐるところの組合員數は多少の重複するものもあるが略々七百二十萬の多きに達してゐる。

全國の總戸數千三百二十萬戸に比すれば將に五四%にあつてゐる。

産業組合員は、大體に於て戸主であるからして、その背後には家族がある。そこで現在一家族の

全國平均員數は、五・六人と謂はれてゐるから、この總計四千萬人有餘、つまり朝鮮、臺灣、樺太を除いた内地人口の略々過半數が産業組合の傘下にあるといふことが出来る。この爲に産業組合はもはや國家の單なる部分的な組織でなく、國民組織的な性格を多分に帯びてきてゐることに注意せられなければならない。

因みに組合員の職業別を觀ると第二表に示す如くである。

第二表 職業別産業組合員數 (昭和十二)

職業別	員數	割合
農業	四、二六五千人	六九・一%
林業	一三	〇・二
工業	三〇八	五・〇
商業	七〇五	一一・四
水産業	一一六	一・九
其他	七六三	一二・四
合計	六、一七一	一〇・〇

一、産業組合の現勢

前掲表によれば、總組合員中の七〇%が農業者であり林業者、水産業者を合すれば實に七十三%に達するのであつて、これ、我國産業組合が農村的であると謂はれてゐる所以である。

我國の農家戸数は略々五百六十萬戸であるからして、恰かもその略八〇%が加入してゐることになる。

次に、全國産業組合の總運用資金額をみると第一表のやうに三十七億三千有餘圓の巨額に達する。次に、之が如何に運用されつゝあるかを觀るに貸出金に略々十一億、販賣、購買、利用事業資金として五億九千萬圓（總運用資金額より貸付金及餘裕金を差引いた殘額）残りの二十億圓が餘裕金として預け金、有價證券、現金の形で存在してゐるわけである。

これが産業組合の概況であるが、此の組合を基礎として、地方聯合會二三〇が組織され、更に産業組合及地方聯合會を基礎として、全國的規模をもつて、金融機關として産業組合中央金庫（中金）、購買機關として全國購買組合聯合會（全購聯）、販賣機關として全國米穀販賣購買組合聯合會（全販聯）、大日本生絲販賣組合聯合會（絲聯）、大日本柑橘販賣組合聯合會（日柑聯）、全國乾菓販賣購買組合聯合會（全乾聯）の六つの全國區域の事業聯合機關が組織されてゐる。

産業組合——地方聯合會——全國的事業聯合機關、我々はこの系統を事業系統組織と呼んでゐる。而して、之等の産業組合、地方聯合會、全國事業聯合機關は、其の總てをもつて、全國打つて一丸として産業組合中央會を組織してゐる。

だから、産業組合中央會は全國産業組合及聯合會の綜合的な聯合體として存立してゐる。併してこれは賣る、買ふ、金融等の事業を行ふのではなく産業組合全體の利益主張、企劃、調査、指導及教育宣傳等の諸機能を司る。

そして、かゝる中央會の機能を全國に徹底し、且つ地方の具體的な事情に即せしむる爲に、道府縣毎に支會、郡市毎に郡市部會を置く。

尙、産業組合自治監査の徹底の爲に産業組合監査聯合會を組織する。

更に又、産業組合は同一職業乃至は同一階級の者のみをもつて組織せられた同じ性格の組合のみではない。我國の産業組合は其の大部分が農村産業組合であるが、この外に市街地の中小商工業者を主體とする市街地信用組合、市民、俸給生活者、労働者等をもつて組織する消費組合、又醫療事業や製絲事業等の特殊事業を目的とする醫療利用組合、産業組合製絲等がある。

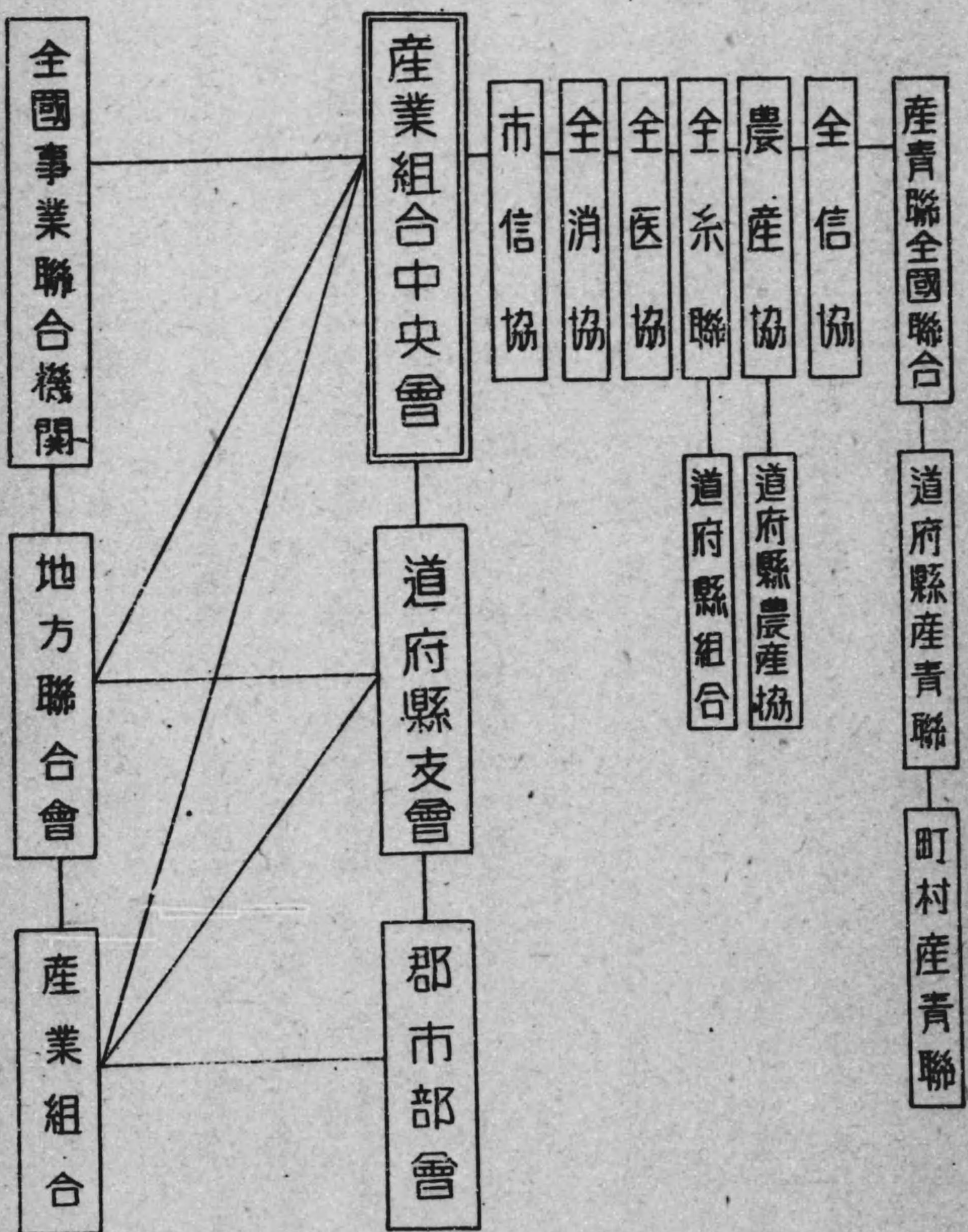
處で、この夫々が、經濟界に處して、よくその機能を發揮しその地位を維持伸張してゆく爲には産業組合中央會の統制下にありながらも、尙その外に自らのみの組織を結成して置く必要が生ずる。この爲、市街地信用組合は全國市街地信用組合協會(市信協)、消費組合は全國消費組合協會(全消協)、醫療利用組合は全國醫療利用組合協會(全醫協)、産業組合製絲は全國産業組合製絲組合聯合會(全絲聯)等を組織してゐる。

此の外、農村産業組合協會(農産協)、全國信用組合聯合會協會(全信協)、産業組合青年聯盟全國聯合(産青聯全國聯合)等の關係團體が存在する。

關係團體

産業組合中央會——道府縣支會——郡市部會

此の系統を稱して我々は指導系統組織と呼ぶ。産業組合の教育はこの系統の機能となす所である。斯くの如く産業組合は全國に組合網が張り廻らされると同時に、それは事業系統と指導系統とに分れ、整然たる三段階をもつて全国的に組織化されてゐるのである。



二、産業組合の本質と其の精神

次に産業組合の本質を観る。産業組合は資本主義経済の一定段階に於て、中小産業者層を基礎として其の自らの爲の組織として發生したことは世人の等しく認めてゐるところである。其處で、一體産業組合は組合員の爲に如何なる機能を發揮し來たかを觀ると

産業組合法には、その事業として

- 一、組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト
- 二、組合員ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セズシテ之ヲ賣却スルコト
- 三、産業又ハ經濟ニ必要ナル物ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セズシテ又ハ之ヲ生産シテ組合員ニ賣却スルコト

四、組合員ヲシテ産業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト

の四項目を規定し、これと五つの例外規定を設けてゐる。ところで問題はかゝる事業の遂行は組合員に如何なる社會的作用を齎したかといふことである。

既に觀たやうに産業組合は大凡、農業者、中小工業者、中小商業者の如き獨立小産者と労働者、俸給生活者の如き消費者階級とが基礎であり、夫等の人々を以て組織されてゐる。

今、我國の産業組合は前掲表でも解るやうに、小獨立産業者、就中農業者組合員が大部分を占めてゐるが故にこゝでは主として農村産業組合について此の點を述べて觀ると次の如くである。

即ち、端的に言つて現在農業者の特質は形式的には獨立してゐても經濟上の實力は獨立の生産者ではない——一人前になつてゐないといふことである。

現在、我國農家一戸當平均耕作反別は一町一反にしか過ぎず、全農家戸數の九〇%以上が二町歩以下の耕作農家である。その運用資本も五、六千圓を出でない。

かゝる零細經營は、肥料や農機具の如き生産手段の購入に當つても、米麥、藪等の如き農産物の販賣に當つても、又資本の調達に於ても、經濟界に一人前の力を有するもの、換言すれば完全な經濟的獨立者たる肥料や農具の製造會社乃至は銀行と直接取引なす資格がない。

のみならず農業者の自由なる購入、自由なる販賣といふことは完全に阻止されてゐる——といふのは農業者はその貧困の故に資金を肥料商や米穀商乃至は個人金融業者より融通を受けそれに依存

せざるを得ない状態にあるが、かゝる関係はそのまゝ債権者への隷屬關係となるのであつてこの爲債権者によつて仕入や販賣等の自由は常に拘束されざるを得ないが爲である。そしてこの故に亦業者はその生産の剰餘を利子やその他の形で奪取されざるを得ない状態にあるのである。

何人をも取引の相手となし得ること、自由なる資金の調達、自由なる仕入や販賣が爲し得ること、これは完全なる経済的獨立者の條件であるが、この條件を缺くものは経済上の獨立者といふわけには行かぬ。産業組合の第一の機能はその共同力によつて實にかゝる不完全な獨立生産者を完全な獨立生産者となし以て個人的にはその没落を阻止し、全體的には全國民經濟の圓滑なる運行を期するところにある。

而して、經濟が發展して資本が蓄積集中し經濟單位が擴大し、更にカルテル、トラスト等の如き資本的結合乃至聯合が生ずるや、産業組合は組合の組合——聯合會組織をもつてよく之に對應したのであるが、戦時經濟時代に入るやおのづからその機能は改變されざるを得ないことになつた。

思ふに長期建設の基礎をなす我國の經濟體制が、營利主義經濟を礎地とする強權的統制ではよくその目的を達し得ないことは、言を俟つ迄もない。

それには物資の生産、配合、消費の全過程が組織化されしかも總ての組織員が自治的に協力なし得るが如き機構であつて又同時に非營利公共的運營をその指導原理とするものでなくてはならない。

この爲、巨大産業部面にあつて利潤統制と共にカルテルの如き組織が、中小産業者層に對しては組合制度がその統制機構として極めて重要な任務を帯び來つてゐる。殊に我國の如く農業をも含めて中小産業に依存する度合が極めて大なる國民經濟にあつては組合制度の重要性は殊の外大きいものがあるのであつて、産業組合は縦にも横にも前述の如き國民的系統組織を有するものとして、將にその中樞的統制機構たらざるを得ない任務を負つてきてゐるといふことができやう。だから産業組合を單なる配給機構として考へ、その角度からのみ問題とすることは大きな誤りであると言はねばならない。

かくて、時代と共に産業組合のもつ社會的機能は異らざるを得ないが、かゝる産業組合てふ組織の結合の根底をなすものは何かと謂へば、精神的には相互の信頼關係であり、物的には事業の直接利用關係である。産業組合の地域性が生じ一町村一組合主義がとられるのは此の爲に外ならない。而してその組織原理は、自助、共同、統制の三つに歸することができ。

先づ其の結合は外部から統制せられたところの結合ではない、自助的精神が基本である。而して、自ら獨立せん爲には一個人ではよく之を爲し得ず實に協同を通じて始めて獨立し得るところのものである。農業者や中小商工業者にとつて協同は自助の反面的表現に外ならない。而して、この協同は統制が伴はなくして眞の協同はあり得ない。

即ち、自助、協同、統制、これは三にして實は一つのものであるのであつて、其の目標とするところは一人の繁榮にあらずして總てのもの、繁榮である。この組織に於ては利己と利他とは同一物であり、自ら繁榮せんとすれば先づ他の繁榮と共にである。拔けがけの功名は許されない。

即ち「共有同榮」である。

かくて、産業組合の根本を貫く精神は共有同榮であり別言すれば自助、協同、統制の精神に外ならない。

之は、次の如く示されてゐる。

産業組合の歌 (大正三年 伯爵 平田東助作)

世運進みて息まず

東西一洋に歸す

文明互に得失あり

須く短を含き長を探るべし

職業に崇卑なし

貧富豈有らんや

人生逸んずる無きに在り

奈如ぞ乃ち怠り違あらんや

堅忍以て自ら固くし

力行以て自ら強む

約を守れば乃ち克く達し

謙を履めば餘祥あり

徳を秉りて時恒あり

義を率ふて詎ぞ慢り忘れんや

身治まりて家亦齋ふ

施いて而して全郷に及ぶ

獨木は茂を致し難し

衆蜂は能く房を作す

協同寔に相助けば

世海險しきも航す可し

斯の道限極なし

推して而して萬方に普し

家贖り復た國富み

永く得て我皇に報ひん

産業組合訓 (大正十年 伯爵 平田東助作)

信用

組合の本は信なり信なければ組合なし信は責任觀念によりて生ず責任觀念は己を欺かざるに在り

勤儉

二、産業組合の本質と其の精神

産業組合と産業組合教育

一六

恒産なければ恒心なし恒産は勤儉によりて生ず

共 同

土石集つて山を作し涓滴合して河を成す精神的共

同團結と物質的共同補助とは組合の奥義なり

同 榮

社会は大なる聯合組合の如し利害之を共にす唯有

無相通ずるに因て互に其の利を享く

産業組合員精神綱領 (昭和十三年)

一、盡忠報國

聖旨ヲ奉戴シ敬神崇祖ノ念ヲ堅フシ奉公ノ誠ヲ效シ以テ興國ノ興隆ニ貢獻セムコトヲ期スヘシ

一、人格陶冶

心身ノ鍛錬ニ精進シ常ニ明朗ヲ旨トシ信義ヲ重ンジ熱慮斷行以テ責務ヲ完フセムコトヲ期スベシ

一、齊家治産

一家和親シ精勵業ニ當リ勤儉貯蓄以テ産ヲ治メ永ヘニ國ノ礎タラムコトヲ期スベシ

一、共存同榮

自助ノ精神ニ則リ隣保相扶ケ以テ共同經濟ノ進展ヲ圖リ國民ノ厚生ニ寄與セムコトヲ期スベシ

一、八紘一字

華國ノ洪謨ヲ推擴シ東亞民族ノ協和ニ努メ宇内久遠ノ平和建設ニ資セムコトヲ期スベシ

その表現の仕方はそれ／＼時代に依つて異なるのであるが、その總てを貫くものは自助、共同の精神に外ならない。

而して、かゝる精神は産業組合に於てのみならず、社会道德一般の基調をなすものであるが故に産業組合は、單に經濟的機能に於てのみでなく倫理的觀點に於ても亦、社会に寄與するところ大なるものがあることと思ふ。

兎もあれ、産業組合は上記の如き組織だとするとその結合力の強化は、經濟的力の強化もさることながら心的紐帶の強化が重大であり、それが根本をなすものと言はなければならぬ。

其處に、産業組合教育の重要性があり就中精神教育——德育の必要殊の外大なるものがあると考えらる。

産業組合が物心一如の組織だと謂はれ、或は教育的經濟組織だと稱せられるのはこの故に外ならぬ。

二、産業組合の本質と其の精神

一七

産業組合の始祖、英國ロッチデール消費組合（一八四四年設立）では先づ五つの経営原則を定め、その原則の中の一つに「剰餘金の五分の一は必ず教育基金として積立て教育事業に費ふべきこと」を定めた。そしてその資金で讀書室を設け、新聞を購入して組合員に讀ましめ、後には社交室と講堂とを兼ねた一室を設け、組合の集會、講演會の便宜を圖り、更に少年教育の爲に學校を設け、組合の剰餘金が増加するに従つて圖書館を設置し他の追隨を許さないまでの充實を圖つたといふことを聞いてゐる。

産業組合運動の主力は産業組合教育に集中せらるべきであつて、教育事業の成否は將に組合運動の成否にかゝると謂はれてゐるのもあながち過言ではないのである。

つまり産業組合運動はそのまま産業組合教育運動だと解してもいいのであつて、我國産業組合も今でこそ色々經濟的觀點から論議されるが、大正の末期頃までは産業組合は恰も道德的團體乃至教育的團體の如き感をつよく社會に與へてゐたのである。

三、組合員教育

其處で、産業組合教育について概見したのであるが、凡そ産業組合教育には二つの部面がある。一つは組合員教育であり、他の一つは指導者の養成である。

組合員教育は産業組合教育の根本であつて、その始めであるとともにその終りでもある。その目標は何と言つても、組合精神である自助、協同精神の徹底にあるが、具體的には理解せしむべき三つの點があると思ふ。

その一は國民經濟上に於ける自己の地位を自覺せしむることである。

殊に現在の如き戦時下にあつて國家の活動が戦争でふ一點に集中せらるべき時代にあつて、全體の爲の個人の職能を自覺せしめ、全體的意思を育成することは何よりも重要なことでなければならぬ。このことはそのまま産業組合の何たるやといふこと、戦時に於ける組合の任務を理解せしむることであると思ふ。

その二は組合に於ける組合員の地位を理解せしむることである。

由來、組合員は組合に對して、組合の組織者たるの地位と組合事業の對象たるの地位との二つの地位を有するが、それにも不拘組合員は動もすれば後者の地位——組合より働きかけられる地位

のみを自覚し、組合組織者たるの地位は忘れ勝ちである。若しその地位を思ひ出すとすればわづか出資配當のとき位のものだと思ふ。

若し組合員が組合事業の主體、即ち自ら働きかける地位であることを理解しないで組合事業の主體、即ち働きかけて貰ふものであるといふやうに考へてゐるならば到底正しき産業組合の發展は期待し得ない。

この二つの地位を明確に理解するところに、信義、自助、共同等の組合精神の徹底があり、同時に組合道德の理解と其の實踐的意思とが生ずるのである。

その三には組合員の經濟的乃至技術的、科學的知識を向上せしめるといふことである。

このことは、徳育と共に比較的知識の低い組合員に對しては極めて重要なことで、組合員教育の重要な内容の一つでなければならぬ。

而して、其の教育の仕方は教へる者と教へられるものと云つたやうな、學校式乃至は講習會式の仕方ではあつてはならない。蓋し、組合員は大衆であつて、インテリゲンチヤではない、理論的教育は全然受けられない。理論は馬の耳に念佛といつては少し極端にはなるだらうが、この爲に組合

員教育は組合員の感情乃至は情意に訴ふるところの所謂情意的教育でなくてはならない。

理論や、抽象的のものでなく實物であり具體的のものでなければならぬ。

その最も根本をなすものは何と言つても事業を通ずるところの教育である。

換言すれば、それは物資の配給、融資乃至はその他の取引を、單なる融資、單なる取引として終らしめず、その配給や融資やその他の取引を通じて組合員を指導するといふことである。

現在は物資不足の時代である。一片の紙、一斤の砂糖、一俵の肥料も、一〇〇%に効果を擧ぐべき最も合理的な使用がなされなければならぬ。

併し科學的知識の低いのが一般の状態であり、その故に上記のやうな合理的使用といふ社會的要求が満たれないのが普通であるが故に、その使用について科學的な知識を與へ、之を指導すると共にそれを通じて社會的認識を深めしめ、自己の地位を自覚せしめて全體的意思の育成に努めなければならぬ。延いては更に進んで生産乃至家計等一家の全體の經濟の指導が加へられることが理想である。そこに戦時生産様式、戦時生活様式の確立もできると思ふ。

この爲農業生産技術方面については、農會方面との緊密な連絡も必要であるし、できれば養蠶や

野菜等の専門的技術員を組合自體の中に置くことも一つの方法である。既に優良組合では、これを實行してゐるところも少なからずある。

兎もあれ、日常取引を通じて組合事業の道德的解明やその他知識の向上に努むることが必要であつて、組合員教育が「事業即教育」「教育即事業」と謂はれてゐるのは斯うした事情の故に外ならない。

而して組合員に對する教育は、この外情意に訴へた種々の方法が採られてゐる。試みにその一、二の事例を擧げて置く。

1、大會映畫型——讀んで字の通り組合大會、映畫會、家の光大會、婦人大會等、組合員大衆を一會場（多くは小學校の講堂）に集合せしめて、大人も子供も娘も青年も一緒に教育して行かうといふやり方である。實際の感じから言ふと、一種のお祭である。活動寫眞など最も喜ばれる。ことに田舎に於てはトーキー映畫など見たことがないといふので村中總出で集つて来る。

こゝへ一寸一巻だけでも産業組合教育映畫を入れておけば十分教育できる。

たゞ女、子供が一緒であるからかういふときの専門的講演などは、あまり効果がない。面白おかしく、又涙をそゝるやうな人情話の修養講話ならば相當に効果もあるであらうが、何といつても大會になくはなら

ぬものは娛樂である。普通それを餘興といふが、大會の重要な部分であつて決して餘分な存在ではない。樂しみたいのが人間の本性である。その人間の教育は矢張り樂しきを通じてやるのが効果的である。日本のお祭は樂みである。樂みは先づ口に美味しいものを、目に美しいものを見、耳に愉快な音楽を聞き、自らも歌ひながら躍る。このお祭の間に郷土精神が養はれ日本精神が培はれて行くのである。

大會映畫型はこのお祭の要領である。

2、組合長人格中心型——甚だ妙な名であるが、今日迄の多くの優良組合にはかういふ型のものが多い。組合長とか、専務理事とか、特別の努力家であり精神家であつて、組合員はその誠心誠意に動かされて次第に教育されて行く型である。

この實例は幾多あるが、私の興味をもつて聞いたのにA縣 I村H組合のS氏がある。S氏の態度は具體的な事實で示すならば、組合の事務所の建築のとき、組合員が出てきて色々手傳つたのであるが、組合長の思ふやうに中々働いてくれない。或る寒中の寒い朝のこと、壁土をこねる仕事があるのに、あまり寒いので焚火ばかりしてゐて一向組合員達は働かうとしない。そこで組合長はいきなり素裸になり、冷い壁土の中に飛び込んでこね始めたので組合員たちも黙つてゐるわけに行かず皆一齊に壁土作業を初めて大に能率を擧げたといふ。

これは一例に過ぎないが、かやうに實踐窮行して組合員に範を垂れる行き方をすると組合員は知らず／＼

の間に教育されて行くのである。

3、**婦人教育型**——家庭の實権は婦人にあり男を動かす最も大きな力の一つは女の力である。

A縣のG氏はまづ組合設立の許可を受けるや事業開始前に全組合員とその妻とを全部小學校の講堂に集めて晝夜三日間に渡つて、凡ゆる方法を用ひて——幻燈、童話、講話、印刷物、活動寫眞、その他出来る限りの方法を用ひて組合に關する一切の教育をした。

三日間もかゝつてたゞきこんだのだからしてその効果たるや實に偉大なるものがあり、以來今日まで一切の拔賣、拔買等組合員としての不信行爲はないといふ。

ある組合では金を貸すときには主婦に連帯でなければ貸さぬとか、貸す金は主婦の手に渡し主婦の手から返済させるとかいふ方法をとつて十分効果を擧げてゐる。

婦人を通ずる組合員教育もその効果は殊の外大きいものがある。この類型に兒童教育型、青年教育型等がある。子供に組合精神をたゞきこむことによつて間接に組合員である親爺を教育せんとするのである。

4、**團體競争型**——これは産業組合の細胞組織である農事實行組合等、部落團體を單位として個人的でなく團體と團體とを競争させ、それを一々點數をとつて、その結果により、賞與金か交附金を交附する——即ち競争心理によつて教育的効果を期待してゐるのである。人間は一體競争が好きである。どんなことでも競争となれば興味をもつ、その競争心理を個人的に發揚されたものでは協同精神を破壊するから、それを團體的に發揚させようとしたのである。

幸にして農事實行組合といふ部落團體が産業組合の構成要素を爲してゐるが故に、この方法は非常に都合がよい。

5、**一人一役研究型**——要點は組合員の一部又は全部に、それ〴〵の長所とするところの役割を負はせ、それを實際に研究させ、機會を得て發表せしめるのである。

即ち、例へば甲は稻作について興味をもち特に苗代について研究する氣持があればその方面の研究責任をもたせ、粟について興味をもつてゐるものには粟について研究をさせる。かういふ具合にすべての組合員に何かしら役割をもたせる、そして競争させる。これは同じことを競争させるときは個人主義競争になるが、こゝと柄が違ふときは競争しながら協同することが出来る。

そしてその研究の結果一年とか半年とかの後に會合の席上で發表せしめる。この發表が又一つの訓練である。

かゝる指導方法は相當な指導者がないと骨が折れるものであるが、大抵の村には、農會の指導者もあれば長年の經驗からきた堪能者もあり、小學校の先生もあることであるから、そういふ人を十分活用しさえすれば相當に効果を擧げることが出来る。

6、**家の光讀書型**——これは産業組合中央會が發行してゐる家の光を中心に毎月一回宛位、讀書會を開きその中の手取り早いものから實地に實行させやうとする方法である。組合精神の徹底にも科學的知識の向上にも中々いゝ方法であつて、繼續するときは一ヶ年の後には相當、組合員教育の目的を達することが出来る。

讀書會の開き方については「家の光讀書會の開き方」といふリーフレットがある。讀者各位は一度参照して欲しいと思ふ。

7、全體賛成実行型——名前は奇妙であるが、何事も全會一致で決定し実行する、若し不賛成者があればそれを機嫌にして心から納得行くまで懇談する。このことから極めていい教育的効果を齎らさしめんとするのである。

多数決は非教育的である。第一少数者は壓迫を感じ形の上で服従しても心服はできない。多数側も多数の力を頼んで何れも無責任となり易い。

多数決で決定せねばならぬときは村ならば何か知ら争のあるときに限る、多数決で決定せねば仕事のできぬ組合はまづ餘りよくない組合、よくない村と斷言して誤りが無い。

8、座談會型——これは讀んで字の通りである、特に相當の年配の組合員を集めて講習するときとか、組合の役員を集めて講習するときとかには講習會といふ名前を出さない。講習會といふ名を出すと、いい年をして教へて貰ふやうな、老生徒となるやうな感じがして受講しないものが多い。自尊心を傷つけられるやうな感じを受けるらしい。だからかゝる場合には座談會の名目で集めて置いて一通り話を聞かせそして質疑應答し座談をするといふ具合にやる。

座談會といへば對等の位置でものが言へる、自尊心を傷付けないで済む。組合員教育は斯ふいふ點まで氣をつける必要がある。

9、部落常會教育型——之は毎月必ず部落の常會を開催し組合員と膝をつき合して懇談する方法で、今までの經驗では極めて効果的である等々。——といったやうな工合で列挙すればきりが無い。

ともあれ、色々の型を示してみたが、勿論これは一つ一つが獨立して行はれるのではなく實際にはいろいろ組合されて實行されてゐる（この型の分け方は筆者が多小訂正をした所はあるが本會職員吉田弘氏による）

次にこの教育主體は誰かと言へば言ふ迄もなく單位の産業組合である。産業組合中央會や、その道府縣の支會は單位の産業組合の教育活動を援助し、促進する立前になつてゐる。

而して、單位産業組合の教育活動は、信用部、販賣部、購買部、利用部、農業倉庫部と言つたやうな事業部門と併立して教育部を置き、これを教育活動の擔當部門とする。

そしてこの活動の徹底を期する爲には、教育委員會といふ組織を設けることになつてゐる。

この教育部——教育委員會の組織なり活動なりについては昭和四年の第三十二回支會役員及主事協議會で研究討議し、そこで産業組合教育委員會の設置方針を定めてゐる。

教育委員會設置方針

一、産業組合は組合員、其の家族及区域内未加入者に対する産業組合主義の教育及宣傳の爲め教育委員會を

三、組合員教育

産業組合と産業組合教育

二八

設置すること

二、教育委員は組合役員、組合員及小學校、教育會、農會、青年會、婦人會等の役職員中より組合長之を囑託すること

三、教育委員は教育委員會を組織し毎年組合に於て執行すべき教育及宣傳に關する事業に付調査審議を行ひ事業計畫を樹つること

四、教育委員會の従事すべき事業左の如し

- 1、講演會、講習會、協議會等の開催
 - 2、組合報、小冊子、ポスター、ビラ等の配布及刊行
 - 3、優良圖書の紹介斡旋及圖書室の管理
 - 4、産業組合記念日事業の計畫並實行
 - 5、組合視察團、娛樂會、遠足會、運動會、參拜團の計畫並實行
 - 6、小學校及補習學校との聯絡
 - 7、区域内教育的團體（教育會、青年會、婦人會、處女會、寺院、神社等）との聯絡
 - 8、其他産業組合及宣傳に關する事項
- 五、教育委員は常時産業組合運動の原理及實際の研究に努むると共に時々研究會を催し可成産業組合中央會、支會及部會主催の協議會、大會、講習會等に出席すること

六、教育委員は數ヶ町村又は郡市等の區域に依り聯合して機會ある毎に共同宣傳を行ふこと

七、組合は教育に關する事業執行の爲め前年度の剰余金の百分ノ五以上を標準として其の經費を支出すること

八、支會及部會は教育委員の爲特別の協議會講習會を開催すること

九、産業組合中央會は教育委員の活動を便にする爲産業組合教育及宣傳の資料を刊行すること

其の後多小の訂正はあつたが根本の趣旨は同じである。

それから産業組合中央會や道府縣支會及部會等の單位産業組合の教育活動を促進すべき施設としては時々教育委員の講習會や協議會が開かれるの外、中央會にあつては家庭雜誌「家の光」が發行され、これは現在發行部數一五〇萬、組合員五人に一冊の割で普及してゐる。映畫、トーキーや蓄音機のレコード、其他パンフレット、リーフレット、ポスター等が作成され又ラヂオ放送等が行はれて、どしどし産業組合に對して資料が供給せられつゝある。

四、指導者養成

産業組合指導者の養成は産業組合學校並諸々の産業組合に關する講習會の開催に依つて爲され、

四、指導者養成

二九

其の企圖するところは單に産業組合に關する知識技能を授けること以上に信念的人物を養成することにある。蓋し、産業組合は單なる經濟團體ではない。それは物心一如の組織として、又一つの理想を有する運動として考へられるが故に、それに身を投ずる人々は單なるサラリーマンであつてはならない。

この爲何よりも要求さるゝことは信念の確立にあるが故である。

この教育の特徴は信念的教育——教育者と被教育者との心的接觸が根本ではあるが、組合員教育が情意的教育であるのに對して大體に於て理論的教育であるといふことが言へよう。

教育主體は言ふ迄もなく産業組合中央會——道府縣支會といふ指導系統機關であるが、又道府縣の如き指導官廳が經營するものもなしとしない。縣立産業組合講習所或は縣立農(林)學校第二部乃至は専修科による産業組合教育がそれである。

第一 産業組合學校及講習所

産業組合學校の嚆矢は大正十四年産業組合中央會が産業組合法發布二十五週年記念事業として設立した産業組合中央會附屬産業組合學校である。

次いで昭和五年には福岡縣産業組合學校、長野縣下高井戸農學校第二部が設立せられて現在では六ヶ月以上の講習所を併せ、三十三府縣三十三校に達して居り、三ヶ月以上のを合すると四十府縣四十四ヶ所に及ぶ。

全國産業組合學校及講習所一覽 (修業期間六ヶ月以上)

學校又ハ講習所名	所在地	經營主體	修業期間	定員
産業組合中央會附屬産業組合學校	東京市麹町區有樂町一丁目十一番地	産業組合中央會	一ケ年	三〇
北海道産業組合講習所	札幌市北四條西七丁目	北海道	十ヶ月	
産業組合中央會青森支會附屬産業組合講習所	青森市	産業組合中央會青森支會	六ヶ月	三〇
岩手縣産業組合講習所	盛岡市外仙北町岩手縣警察廳利聯内	岩手縣	六ヶ月	三〇
宮城縣立産業組合講習所	仙臺市南臺通二七養賢堀内	宮城縣	六ヶ月	三〇
秋田縣立金足農學校第二部産業組合科	秋田縣南秋田郡金足村	秋田縣	一ケ年	一五
山形縣立庄内農學校第二部産業組合科	山形縣東田川郡藤島町	山形縣	一ケ年	二〇

四、指導者養成

産業組合と産業組合教育

福島縣立岩瀬農學校 第二部産業組合科	福島縣岩瀬郡須賀川町	福島縣	一ヶ年	二〇
茨城縣立水戸農學校 産業組合専修科	水戸市木ノ折町	茨城縣	一ヶ年	二〇
栃木縣産業組合講習所	宇都宮市 栃木縣廳内	産業組合中央會 栃木縣支會	六ヶ月	三〇
千葉縣産業組合學校	千葉市千葉驛通 千葉縣販賣聯内	産業組合中央會 千葉縣支會	一ヶ年	二五
東京府立協同組合講習所	東京市赤坂區青山北町 五ノ四八	東京府	一ヶ年	二五
新潟縣立高田農學校 第二部産業組合科	高田市	新潟縣	一ヶ年	三〇
富山縣産業講習所 第二部産業組合科	富山縣上新川郡堀川町 太郎丸	富山縣	八ヶ月	一五
石川縣立津幡農學校 専修科	石川縣河北郡津幡町 加賀瓜	石川縣	一ヶ年	二〇
長野縣下高井農學校 第二部産業組合科	長野縣下高井郡中野町	長野縣	一ヶ年	三〇
岐阜縣産業組合講習所	岐阜市今小町 岐阜縣信濃聯内	岐阜縣	一ヶ年	三〇
静岡縣立産業組合講習所	静岡縣廳内	静岡縣	七ヶ月	三〇

三重縣立農林學校 産業組合研究科	三重縣一志郡久居町	三重縣	一ヶ年	二五
京都府立京都農林學校 第二部産業組合科	京都市左京區下鴨半木町	京都府	一ヶ年	三〇
大阪府立農學校 第二部産業組合科	堺市大仙町	大阪府	一ヶ年	三〇
兵庫縣立農學校 第二部産業組合科	兵庫縣加古郡平岡村	兵庫縣	一ヶ年	三〇
奈良縣立添上農學校 専修科	奈良縣添上郡樺本町	奈良縣	六ヶ月	二〇
和歌山縣立紀北農業學校 産業組合専修科	和歌山縣那賀郡岩田町	和歌山縣	一ヶ年	二〇
鳥根縣立松江農林學校 第二部産業組合科	鳥根縣八束郡乃木村	鳥根縣	一ヶ年	一〇
廣島縣立西條農學校 第二部産業組合科	廣島縣西條町	廣島縣	一ヶ年	二〇
香川縣立木田農業學校 第二部産業組合科	香川縣木田郡平井町	香川縣	一ヶ年	二〇
福岡縣立福岡農學校 第二部産業組合科	福岡縣筑紫郡那珂村	福岡縣	一ヶ年	四〇
佐賀縣産業組合講習所	佐賀市佐賀縣商工獎勵館内	佐賀縣	六ヶ月	三〇

四、指導者養成

産業組合と産業組合教育

三四

熊本縣立産業組合講習所	熊本縣立熊本農學校内	熊本縣	六ヶ月	三〇
大分縣立産業組合講習所	大分縣大野郡三重町 縣立三重農學校内	大分縣	一ケ年	三〇
宮城縣立産業組合講習所	宮崎市別府町	宮崎縣	一ケ年	四〇
山口縣立産業組合講習所	山口縣	山口縣	一ケ年	三〇
鹿兒島縣立鹿屋農學校	これは本科の中を農科林科等と併立して産業組合科を置く			

その概況——大凡、入學資格は公私立中學校又は之と同等以上の實業學校を卒業したものであるが、府縣によつては高等小學、青年學校の卒業者をも認め、又時には女子の入學を認めてゐるところもないではない。東京府立協同組合講習所、千葉縣産業組合學校の如きがそれである。

修業年限は一ケ年を普通とするが講習所の形式によるものは、三ヶ月、五ヶ月、六ヶ月、八ヶ月等極めて區々である。而して、單的に言つてこの講習所の形式によるものは指導者といふよりは實務者の養成となつてゐるものもなしとしない。

因みに、東京府協同組合講習所は單に産業組合のみならず商業組合、工業組合の職員をも一緒に養成してゐる。蓋し、東京府の實情が然らしむるものといふことができやう。



産業組合學校乃至講習所の最も特徴とする所は學科の大部分が教育専門家による教育にあらずして、産業組合の實際家による教育であるといふことである。殊に専門學科に於ては然りであつて、農學校第二部制或は専修科制による教育と雖も、産業組合に関する學科は、監督官廳主任官、縣支會或は産業組合聯合會役員乃至は主職員によつて講義されてゐるのが殆んどであつて、加ふるに中央會附屬産業組合學校の如きは其の事務所の一部を削いて教室に充て、その景團氣の中に教育しつゝある。

如何なる教育が施されてゐるか、今試みに中央會附屬産業組合學校の概況を參考の爲に掲げて置く。

1、沿革

この學校は大正十四年産業組合法發布二十五週年を機として設立計畫せられ翌十五年開校せられたものである。

校長には當時産業組合中央會頭志村源太郎氏就任せられ爾來代々の會頭たる岡田良平氏、志立鐵次郎氏、有馬頼寧氏、月田藤三郎氏が就任せられ現校長は副會頭農學博士佐藤寛次氏である。

四、指導者養成

三五

開校以來三百七十有餘名の卒業生を産業組合界に送り斯界の中堅となつて活躍しつゝある。
2、設立の目的

本校設立の目的は純真なる地方青年特に産業組合理事者の子弟に一ケ年に互つて産業組合に關する高等教育を授け、卒業後は其の出身地方に於て産業組合を通じ郷土の振興開發に従事する所の人材及中央・地方の産業組合諸機關の中堅人士を養成せんとするにある。

3、生徒定員及入學資格

生徒定員 三十名

入學資格 滿十六才以上の男子にして中學校又は之と同等程度の實業學校を卒業したる者、及翌

年三月卒業すべき見込の者

4、入學志願選抜の方法

入學志願者選抜の方法は入學志願者の入學願書及添附書類（戸籍謄本、醫師の診斷書及寫眞——入學志願三ヶ月以内に撮影したる脱帽半身手札形臺紙付）を志願者の現住地に於ける産業組合中央會道府縣支會（多くは道府縣廳内にあり）に提出せしむ。

各支會に於ては其等志願者の中より候補者若干名を選抜して之を本校に申告し、本校に於ては之等候補者の中より更に定員三十名以内を嚴選するのである。
尙入學の際は嚴密なる身體検査と口頭試問を行ふ。

5、學科目

修身及公民科	八〇時	憲法及行政法	四五時	産業組合經營論	
經濟學	六〇	民法	六〇	總論	
金融及銀行	三〇	商法	五〇	信用組合	
財政學	六〇	産業法	三〇	販賣組合	
農業通論	六〇	簿記	一一〇	購買組合	
工業通論	三〇	會計學	二〇	利用組合	
商業通論	六〇	商業算術	三〇	消費組合	
賣買組織	三〇	産業組合概論	三〇	農業倉庫	四〇
		産業組合史	八〇	習字書簡文	六〇
		日本産業組合史	一五	體操	六〇
		外國産業組合	三〇		

此の外 特別講義及實習

四、指導者養成

6、學科教授及訓育の方法

徒らに學理に偏せず實際に即して生徒を教育するのを主眼とする。

第一學期には修身及公民科を始め經濟方面に於て經濟學、財政學、農業通論、工業通論、商業通論を、法律方面に於ては、憲法、民法を、産業組合關係に就ては産業組合概論の如き基礎學科を教授する。

第二學期に於ては法律方面では民法、行政法大意、産業法規、商法を、經濟方面に於ては賣買組織、金融及銀行の如き特殊學科の講義を進め、産業組合關係に就ては産業組合法、日本産業組合史、産業組合の經營、又農業倉庫の經營の如き實際に涉る講義を行ふ。

第三學期に於ては以上産業組合關係の諸學科の外本校所定の學科目の授業を續行する。

以上の外全學年を通じて商業算術、珠算、書簡文の如き實社會に出て直に役に立つ事項にも力を注ぐ。經濟演習では生徒各自に出身道府縣調査報告せしめて各地方の産業經濟の大體と産業組合の此等に及ぼしてゐる影響及び其の地位を會得するやうに指導してゐる。而して適當の時期に實習として一週間近接府縣内の優良組合數ヶ所を選んで數名宛一團として派遣し産業組合に關す

る實務をも修得せしめる。

尙自助協同を生命とする産業組合に於てはその教育は自治的協同的訓練を必要とするを以て、寄宿舎を東京市世田谷區船橋町八一七番地に設置し、生徒全員を之に收容して訓練するのであつて、従つて此所は單なる寄宿舎でなく本校の主眼とする所の「自助協同」の精神の實際的訓練場として極めて重大な意味をもたしめてゐる。

7、經費

一ケ年を通じ約六百圓程度。

第二 講習會

その次の講習會による養成である。

講習會で特筆して置かなければならないのは、産業組合中央會主催の産業組合長期講習會及産業組合實務者養成講習會——特別講習會である。

1、産業組合長期講習會

此の講習會の目的は産業組合の指導者乃至は理事者の養成にある。

四、指導者養成

當時の農商務省よりの委託事業として大正元年より毎年繼續して開催されてゐる。最も古い歴史を有する講習會で、産業組合學校が開設せられなかつた以前は唯一の産業組合教育機關として又最高の産業組合教育機關として、産業組合大學といふべき地位を占めてゐた。

従つて數ヶ年前までの各道府縣の産業組合主任官や支會の主事、聯合會の主腦者は殆んど全部とゞつてゐる位に、この講習會の修了者であつた。

講習期間は三ヶ月、受講者の資格は滿二十歳以上の中等程度卒業以上の學力を有し、且つ成るべく地方に於て開催した産業組合講習を受けたる指導者、理事者、又は將來その任に當らんとするもので支會長又は地方長官の推薦をうけたもの、中より選抜する。

その講義内容は次の如くであるが、これは、今日の各所に開催されつゝある産業組合講習會の講義内容の基準ともなつてゐるものであるから、多少とも参考ともなるべくとくに掲げたわけだ。

- 一、産業組合概論 五時間
- 二、産業組合員精神綱領 二
- 三、産業組合の歴史 一〇

四、産業組合關係法規

- 産業組合法 七五
- 農業倉庫業法 二五
- 産業組合法規演習 一五
- 産業組合登記 二〇
- 産業組合の申請報告並届出 五
- 五、産業組合及同聯合會の經營 一〇
- 産業組合經營總論 八八
- 産業組合經營各論 八

- 産業組合經營各論 七二
- 信用事業 一二
- 販賣事業 一二
- 購買事業 一二
- 利用事業 八
- 四、指導者養成 八

産業組合と産業組合教育

農業倉庫

産業組合教育部事業

市街地信用組合

産業組合製絲

消費組合

醫療利用組合

農事實行組合の運営

六、産業組合の經理

簿記原理

産業組合簿記

産業組合簿記全般

事業別經理實務

演習

一一

四

三

三

三

八

七五

二五

五五

二〇

二五

一〇

産業組合監査

七、産業組合教育

八、産業組合中央機關

産業組合中央會

産業組合中央金庫

全國購買組合聯合會

全國米穀販賣購買組合聯合會

大日本生絲販賣組合聯合會

九、第二次産業組合擴充三ヶ年計畫

一〇、産業組合關係重要法律

國家總動員法

農地調整法

負債整理組合法

四、指導者養成

五

五

〇

二

二

二

二

二

五

二六

三

三

産業組合と産業組合教育

農業保険法

物資調整に関する諸法規

肥料業統制法及飼料配給統制法

販賣統制に関する諸法規

国民健康保険法

二、科外講義

長期建設と産業組合運動

国民精神總動員

報徳精神

経済と政治

物資動員計畫

戦時財政経済

戦時金融政策

二 二 三 三 三 二 二 四 二 二 三 四 五 二

組合金融の諸問題

戦時下農業の動向

戦時農業政策

農業計畫生産

物價政策

北中支合作社運動

分村計畫と産業組合

青年學校論

海外産業組合事情

二、實地指導又は研究会

2、産業組合實務者養成講習會——特別講習會

これは大正十三年より毎年繼續開講してゐる。

期間は一ヶ月、受講者資格は年齢満十八歳以上で現に産業組合に従事してゐるもの又は中等學校

四、指導者養成

四〇 三 二 三 三 二 三 四 三 三

卒業程度以上の學力を有するもので將來産業組合の實務に従事せんとするもので前講習會と同じく支會長或は地方長官の推薦にかゝるものの中より選抜する。

その目的とするところは言ふ迄もなく産業組合實務者の養成にあつた。

併し、この講習會は、昭和十三年より廢止し特別講習會の名の下に社會經濟、法律、經營、簿記等に關し専門的な高度の教育をなしてゐる。

従つて、實務者の養成でなく産業組合指導者の専門的再教育を目的としてゐる。

蓋し、國家社會の急激な變遷に伴つて産業組合の任務や行き方も變らざるを得ない。又、産業組合の高度の發展に伴ひ内部的にも機能は分化し、技術は複雑化し、且つ高度化して從來のまゝの法律や經營や簿記の講義内容ではよく實情に即し得ないが故に、かゝる講習會の開催に依つて必要な各部門の専門的講義をなし今日の産業組合の段階に照應せしめんことを企圖したのである。

3、上記の講習會の外必要に應じて諸種の講習會が開催せられつゝある。これはたゞ名稱だけを擧げるとしめる。

(1) 産業組合婦人指導者講習會

(2) 産業組合婦人講習會

(3) 傷痍軍人職業補導産業組合講習會

(4) 農業倉庫理事者養成講習會

(5) 産業組合青年講習會

(6) 教育者産業組合講習會

これは中等學校、小學校等の教職員に對し産業組合の理解を深からしめんための産業組合講習會である。

(7) 監査講習會

(8) 法律講習會等

4、各道府縣に於ける産業組合講習會

各道府縣にあつては、その道府縣内の指導者なり、實務者養成の爲に産業組合中央會の講習會に準じ諸種の講習會が開催されつゝある。

地方で特色あるものを擧げてみると

四、指導者養成

- (1) 農事實行組合幹部講習會 (北海道)
- (2) 時局講習會 (岩手)
- (3) 洗濯講習會 (宮城)
- (4) 農村栄養改善講習會 (福島)
- (5) 負債整理實務講習會 (栃木)
- (6) 教育部主任者講習會 (石川)
- (7) 女子職員講習會 (各縣)
- (8) 家の光實用化講習會 (長野)
- (9) 家の光讀書會指導者講習會 (京都)
- (10) 農事試験場練習生實務講習會 (長崎)

尙講習會ではないが注目すべきものに産業組合試験登録制度の實施がある。之は一定の科目を定めて試験をなし合格者は之を登録し、もつて職員の素質の向上と待遇の改善に資せんとするものである。之に關連して登録試験豫備講習會等を開催するものもある。

現在實施しつゝある府縣は、富山、北海道、島根、新潟、宮崎等の諸縣であつて可成りの効果を擧げてゐる。

x x x x

以上は産業組合自體及其の關係機關による教育施設であるが、産業組合關係外の機關によつて産業組合に關する教育が實施されつゝある。

例へば、北海道帝國大學に於ては數年前より産業組合講座が設けられ又日本大學商經學科に於ては經濟組合專攻科が設置された。これは産業組合のみならず商業組合、工業組合、貿易組合の四つを包含してゐるが、其他大學専門學校に於ても必須科目として或は選擇科目として獨立して産業組合論が講義せられてゐる所も相當多い。

又獨立の産業組合論の科目を有しない所では、經濟學、農政學、農業經濟學、蠶業經濟學、商業政策、工業政策中に於て講義せられる向が非常に多い。

中等學校に於ける産業組合は公民科の講義中に説明され、青年學校、小學校に於てはみるべきものがない。嘗つては尋常小學讀本の中に第十二卷第十六課に「産業組合」なる課があつたが今は之

は殆んど用ひられてゐない。

産業組合關係外の機關による産業組合教育は嘗てはかなり活潑さをみたが現在は一般的に言つて極めて不振である。殊にそれは昭和八、九年反産運動の勃興を機としてその著しさが感ぜられる。蓋し、之は社會の進展を認識せず「社會に多少とも摩擦を起すが如き組織は教育上面白からぬ」といふ教育者の觀念に由因するものと考へられる向もないとは言へないのであつて、其處に所謂教育界の保守性をほのかにも觀取することが出来る。

五、轉換期に於ける産業組合教育

わたくしは教育専門家ではない。従つて教育のことについてはよくわからないが、一體教育とは何かといへば人格の陶冶なりといはれてゐる。が、社會的にはそれは畢竟その社會を維持し或は正常なる發展をなさしむる爲の人の養成にあると考へて差支へない。

之は組織體にとつても同じであつて、換言すれば一つの社會なり、組織體に人を同化することであり、その社會なり組織體の要求してゐる精神なり、知識なり、技術なりを授くることであつて以

てその社會、或はその組織體の結合をより固めその發展を企圖することを目的とすると思ふ。

此の場合、教育は飽くまでも手段であつてその社會に從屬する。

併し社會の或は組織體の轉換期にあつては自ら教育の地位は異らざるを得ない。

轉換期に遭遇した社會や組織體は、舊來の精神にかはる新しき指導精神の確立せられねばならない、新しい構成と進路が創造されなければならない、此の爲に教育は新しき社會の、或は組織體の革新——創造者の任務を負ふてくる。

この場合は既設の指導精神に對立して新しき指導精神を確立することが教育の任務であると同時に、此の新しき精神、新たな知識、新たな技能が教育の内容を爲すに至るのであつて、教育は最早舊來の社會なり組織なりの從屬物ではなくて新しく確立されんとしつゝある所の社會なり組織體なりの創造的役割と指導的地位をもつて來ると思ふ。

丁抹に例を觀る——一八七〇年以後北米やアルゼンチン等新開國との交通が開けその穀物輸出に壓迫せられて困難したのは獨り丁抹の農業のみではなく歐洲諸國の農業一體であつた。而して多くの國は此の困難に對抗する方法として關稅政策をとつたが、丁抹のみは關稅政策によらず、その農

業を穀物耕作本位から酪農本位に轉換することに依つて世界の農業上に起つた新情勢に順應した。現に同國の農業が今日諸國に羨まるゝ繁榮を示せるのは此の時代にとつたこの賢明なる政策の賜であると思ふ……がこの賢明なる政策は決して政府が之を獎勵したのではない。それは實に丁抹農民自身の創意に依つたのだが、その創意は夙に先覺者グルンドウィーによつて一八三〇年代より提唱せられた新なる教育——その國民高等學校によつて育成せられたのであることに目を向けねばならない。

このことは亦、我國明治維新及その後における政治、經濟、文化の發展に徴しても明らかなである。明治維新に於ける水戸學派や松下村塾の偉大な役割については今更いふもおろかである。そして維新以來今日迄約六十年間に起つた我國産業の發達及び之に伴つて現れた社會萬般の事物及び國民生活の向上進歩は何びと、いへども驚嘆せずには居られない事實である。

この事態は如何にして出來たか——勿論日本國民がつくつたのであるが、その日本國民が如何にして斯様な力を發揮し得たかと云へば、その根本の秘密は實に新時代に先驅した教育の普及進歩の外には求められないと思ふ。

今や産業組合は重大な轉換期に遭遇してゐる、現在産業組合は、其の數一萬五千有餘、殆んど全國の市町村に組合網を張り廻らし、町村組合——地方聯合會——全國聯合機關と全國的に整然たる系統組織を確立し其の常務役員數は略々十萬餘を算へる。この膨大な組織は事變を契機として日本といふ社會の急激な變動期に逢着して經營的に之に適應化する以上に、それ自らの思想を一新し組織構成を是非とも變革しなければならぬ時期に當面してゐると考へらるゝのである。

従て産業組合教育はもはや従來の如く産業組合てふ組織の從屬的地位に於て考へられてはならぬ

50

それは新しき産業組合の創造的役割とその指導的地位に於て考へられなければならないと思ふ。こゝに現下産業組合運動に於ける教育の重要性がある。この爲に又産業組合指導精神の確立が要請せらるゝと共に、教育目標に於て、教育内容に於て、教育方法に於て、教育そのものゝ刷新が完遂せられなければならない。其の要點をわたくしは次の如く考へる。

一、産業組合指導精神の革新

現下に於ける産業組合教育は畢竟新たな産業組合指導精神の確立とその普及徹底といふことであ

る、それは佛教改革に於ける親鸞や、道元や、日蓮の役割に均しい。

惟ふに指導精神は時代の變遷に伴ひ自ら異らざるを得ない。

明治から大正年間にかけて、産業組合は「共同力による個人經濟の維持のための組織であり又道徳的經濟機關」なりと考へられてゐたが、昭和年代に入るや、産業組合は「資本主義經濟組織の批判者として資本主義經濟の弊害是正の爲の組織」として考へられ、それが産業組合の指導精神でもあつた。

然るに今や我國は戰時統制經濟時代に入り、就中興亞の新段階に處して産業組合は如何なる指導精神を有すべきや——之は産業組合の尤も重要な命題でなければならぬのであつてその確立がよく要請せられる。

二、教育目標は何か

今や産業組合は全國聯合機關——地方聯合會——單位組合てふ全國的な系統組織を形成するに至つた。それは聯合組織ではあるが、それ自體が一つの單位でもある、斯かる産業組合の成長に伴つた所の教育が行はれてゐない處に問題がある。

成程中央會を始め地方各道府縣には産業組合學校が設置され、諸種の講習會が開催されてゐる。

然しそれは飽迄も町村組合の理事者養成、監事養成乃至は實務者養成であつて全國的に産業組合の全系統組織を一單位とし、之を前提として考へられての教育が行はれてゐるのではない。

尨大な全國的組織に産業組合が發展した現在に於てそれはせい／＼下士官教育——下士官養成の程度にしかならない、端的に言つて幹部教育が缺けてゐる處に大きな問題がある。而して産業組合教育に就てそれにも増して重要なのは創造者の育成——信念人物の育成といふことである。

轉換期は新たな進路の發見と其の實踐が何よりもつよく要求されるのであつて、轉換期産業組合教育の目標がここに置かれるのは蓋し當然であると考へる。

三、教育内容の刷新

徳育、智育、體育、之は教育内容の大きな三つの分類であるが現在智育偏重の弊は教育一般に於てつよく叫ばれてゐること柄である。産業組合教育もその埒外に出るものではない。徳育の重要性がいよく加はると同時に、それ以上に教育者と被教育者との心と心の接觸が必要となり信念的人物育成が何よりも必要となつてくることは前述の如くである。

而して智育に於ても自らその内容は變革されざるを得ぬ。

蓋し、日本といふ大きな社會の内にあつてその轉換期に遭遇した産業組合の理論はそれに即應して自ら異らざるを得ないだらうし、又産業組合自體の膨脹に伴ふ機能の分化、技術の高度化、複雑化に對應して經營論に於て簿記論に於てその他の諸種の産業組合關係の諸科目の内容に於て又自らその高度化が約されねばならない。

筆者が最近泌々痛感してゐることの一つは全国各地の産業組合學校や講習所乃至は講習會に於て講ぜられてゐる産業組合概論の内容は一體どんなものであるだらうかといふことである。概論には理論が含まれる。今尙資本主義修正論としての組合論などでは受講者も承知しないだらうが、それよりも先づ第一に教へるもの自らの心が承知しないと思ふ。

技術論的色彩のつよい經營論や法律の解釋に墮した經營論乃至は信用事業中心の簿記論等々端的に云つて從來の講義は受賣をこととした講義であつたが、それは今や全く行きつまつて仕舞つたのである。蓋し、それは社會の急激な動きに依つて從來の内容では間に合はず、受賣るべき何ものもなくなつてしまつたために——である。

其處には教へるもの自らの創造が残されるのみである。

四、かうしたことから教育方法についての再検討が加へられていゝ。

果して形式的に墮した學校教育や、講習所教育のみで上記の目的が達せらるゝか、どうか。

現下の産業組合運動に於て教育の重要性とその地位とは再認識されなければならぬ時代だと思ふ。がそれにも不拘、教育は第二、第三義的に考へられてゐるのが現在の産業組合だと思ふ。成程今日程内外幾多の問題が山積し、しかもその解決に、しづつてゐる時代は産業組合として未だかつて経験しなかつたことである。その處理に忙殺されるのは止むを得ない。繰りのばしうるものは繰り伸ばさうといふのが人情である。ある縣へいつたら「呑氣に教育などやめて仕舞へ」といふ意見を相當の有力者から聞いて吃驚したが、それが産業組合の時代相だといへば言へる。

教育は將來への飛躍の爲の蓄積である。この蓄積なくして將來の飛躍は約束されないのである。成程從來通りの産業組合教育では今の時勢にソグはない。教育自ら革新が要請されてゐることは前記の通りであるが、教育自體の輕視は組合の衰退を意味する。

この際大方の産業組合關係者のみならず、多小とも心ある人士が産業組合教育について認識を新

にせられんことを痛感してやまないのは、あながち、わたくし一人ではあるまいと思ふ。

(昭和十五・六・一六)



昭和十五年八月二十日印刷
昭和十五年八月二十三日發行

實業教育資料10 價 二〇錢

産業組合と産業組合教育

財団法人實業教育振興中央會

編輯兼
發行人

常務理事 倉 橋 藤 治 郎

東京市牛込區原町一丁目六八

東京市王子區神谷町一丁目四八二

吉 田 了 太

東京市王子區神谷町一丁目四八二

東京印刷株式會社

不 許
複 製

印刷所

本部 東京市麴町區霞ヶ關三丁目四番地ノ一文部省内


東京市麴町區丸ノ内三ノ六仲二號館内

發行所

財団法人 實業教育振興中央會

電話丸ノ内五八六〇番

259
5
146



1

1

